

原価・原資算定期間終了後に料金改定を実施していない事業者  
又は  
一定期間の長期にわたり料金改定を実施していない事業者の評価  
(平成25年度 本省所管分)

- 各事業者における原価・原資算定期間終了後に料金改定を実施した事業者は、「料金が妥当なものとなるよう定期的に見直しを行っている」と考えられることから評価の対象外として扱う。
- 同様に、評価開始日までに料金改定認可申請又は届出を行った事業者は、評価の対象外として扱う。
- 評価を受ける事業者が事業譲渡、合併、廃止した場合等については、評価の対象外として取り扱う。

### ○評価対象事業者

5事業者中4事業者(A社、B社、C社、D社)が該当

- 原価・原資算定期間終了後、評価開始日までに料金改定を実施していない事業者のうち、以下に該当する事業者は、料金改定の予定について評価を行う。
  - ① 小口需要部門営業利益率(直近3年度間の平均値)が全ての事業者の当該営業利益率(直近10年度間の平均値)を上回っている場合であって、当該事業者の小口需要部門超過利潤額の累積額が「一定の水準」を超過している。
  - ② 小口需要部門営業利益率(直近3年度間の平均値)が全ての事業者の当該営業利益率(直近10年度間の平均値)を上回っており、かつ、直近2年度間連続して大口需要部門に営業損失を計上している。
  - ③ 上記①、②に該当しない事業者であって、原価・原資算定期間が終了し、かつ、直近の事業年度終了日を起算日として過去3年以上の期間にわたって料金改定を実施していない。

1. 小口需要部門営業利益率が全ての事業者の当該営業利益率を上回っている場合であって、当該事業者の小口需要部門超過利潤額の累積額が「一定の水準」を超過している事業者(評価継続)

4事業者中該当なし

2. 小口需要部門営業利益率が全ての事業者の当該営業利益率を上回っており、かつ、直近2年度間連続して大口需要部門に営業損失を計上している事業者(評価継続)

4事業者中該当なし

3. 上記1. 2. に該当しない事業者であって、原価・原資算定期間が終了し、かつ、直近の事業年度終了日を起算日として過去3年以上の期間にわたって料金改定を実施していない事業者(評価継続)

4事業者中該当なし

規制小売部門において営業赤字が生じている事業者の評価  
(平成25年度 本省所管分)

- 大口供給を行っていない事業者は、財務諸表が規制料金部門を反映した決算情報であると考えられることから、損益計算書の「営業損益」が黒字であれば事業の継続性等は確保されているものとみなし、評価の対象外として取り扱う。
- 大口供給を行っている事業者は、規制料金部門と自由料金部門が分けられている部門別収支計算書を評価材料とし、同計算書の小口需要部門の「営業損益」欄が黒字であれば事業の継続性等は確保されているものとみなし、評価の対象外として取り扱う。
- 評価を受ける事業者が事業譲渡、合併、廃止した場合等については、評価の対象外として取り扱う。

○評価対象事業者

5事業者中該当なし